### 外来カミキリ対策室(愛称:外来カミキリバスターズ)規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、外来カミキリ対策室(愛称:外来カミキリバスターズ)(以下「本会」という。)と称する。

# (目的)

第2条 外来カミキリムシ 3 種(サビイロクワカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、クビアカツヤカミキリ)の根絶と拡大・侵入防止を目的とする。外来カミキリによる樹木被害及び果樹被害をなくし、緑豊かな環境と生態系の保全、福島県の産業を守ることをテーマに、地域課題の解決に貢献することを目指す。また、隣県とも協力し、現在未侵入の外来カミキリ(クビアカツヤカミキリ)の侵入防止に努める。

# (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 現在発生が確認されている外来カミキリムシの防除に関する事。
- (2) 被害を確認した樹木についての対処に関する事。
- (3) 被害地の行政との連携や防除に関連した他団体との連携。
- (4) 外来カミキリムシの周知活動。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

### 第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する団体、個人をもって組織する。

#### (会員)

第5条 外来カミキリムシの防除と生態系の保全に関心があり、地域貢献に意欲のある人。会員登録をもって会員とする。

## (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得る。

### (会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 3,000 円/年

# (2) 賛助会員 10,000 円/年

# (役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 理事
- (4) 事務局長
- (5) 監事

# (役員の職務)

第9条 代表は、本会を代表しその業務を統括する。副代表、理事は代表を補佐し、 事務局長は事務手続き等を総括する。監事は、会計その他の事務を監査する。

# (任期)

第10条 役員及び委員の任期は、協議会の設立の日から第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。

### 第3章 会議

# (総会)

第11条 本会の総会(以下「総会」という。)は、役員、会員をもって構成し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 実施計画に関すること。
- (2) 解散に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算報告に関すること。
- (4) その他運営に関する重要事項。

### (招集)

第12条 総会は、代表が招集する。

#### (議長)

第13条 総会の議長は、代表がこれにあたる。

# (議決)

第14条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

### (議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

# (専決処分)

第16条 代表は、総会招集の時間的余裕がない時は、議決すべき事項を専決処分することができる。専決処分した時は、次の総会に報告する。

# 第4章 事務局

(事務局)

第17条 事務局は、代表宅(福島県郡山市緑町 21-16)に置く。

### 第5章 会計

(経費)

第18条 本会の事業に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 協賛金及び寄附金
- (4) その他の収入

### (会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

### (決算)

第20条 決算は、会計年度終了又は事業完了後、速やかに監事の監査を経て、総会の承認を得る。

# 第6章 会員退会 解散

#### (很会)

第21条 本会は、会員自らの手続きによる退会を承認する。また、日常の言動などについて、会員にふさわしくない事案(誹謗中傷、暴力的言動や行動など)を認知した会員について、退会手続きをすることができる。

### (解散)

第22条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。本会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会で審議し、処理する。

# 第7章 補則

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

# (変更)

第24条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認が無ければ変更できない。

# 附 則

この規約は、2023年5月1日から施行する。